

随時登録（準市内・市外業者用）

入札参加資格審査申請要領

【建設工事】

登録有効期間

登録日～令和3年3月31日

※登録日は原則、申請受付日の翌々月1日

申請受付期間

令和2年 2月 3日（月）から

令和2年10月30日（金）まで

交野市

交野市が発注する「建設工事」について、競争入札への参加を希望する場合は資格審査を受け、登録される必要があります。入札参加希望者は、この要領に従って申請をしてください

※交野市と交野市水道局の申請を一本化しているため、有資格者として認められた方は、どちらの入札にも参加することができます。

目 次

- P.02 1. 入札参加の資格要件
- P.03 2. 申請方法
- 3. 審査・登録
- P.04 4. 注意事項
- 5. 提出書類に関する共通事項
- P.05 6. 提出書類
- P.08 7. 小規模営繕登録制度

問い合わせ

交野市 企画財政部 財務課 Tel : 072-892-0121 Fax : 072-891-5046
e-mail : zaisei@city.katano.osaka.jp

1. 入札参加の資格要件

次の条件をすべて満たす必要があります。

- ①地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者。

地方自治法施行令第167条の4第1項

- 1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人等）
- 2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成8年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- ②関係法令の許可や認可、登録等を要する業種（営業内容）については、当該許可や認可、登録等を受けている者。

- ③会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者。もしくは、申立てがあった場合でも、同法に基づく更生手続開始の決定を受け、その旨を証する書類を提出できる者。

- ④民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者。もしくは、申立てがあった場合でも、同法に基づく再生手続開始の決定を受けるとともに再生計画認可が確定し、その旨を証する書類を提出できる者。

- ⑤交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条の規定に該当しない者。

- ⑥建設業許可に加えて建設業法第27条の23の審査（経営事項審査）を受けている者。

- ⑦登録する営業所が建設業許可を受けた建設業法上の営業所に該当すること。

- ⑧次に掲げる保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入している者。ただし、社会保険の加入（適用）が除外されている者を除く。

- 1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険
- 2) 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険
- 3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険

2. 申請方法

- ①申請期間 **令和2年2月3日(木)から**
令和2年10月30日(金)まで <消印有効・厳守>
- ②申請方法 1) 必要な書類 (6. 提出書類を参照) を市財務課へ郵送。
送付先
〒576-8501 大阪府交野市私部1-1-1 交野市 財務課 契約担当
※封筒の表に申請する業種名「建設工事」と必ず朱書きしてください。
2) 提出書類のうち「業者カード」は、エクセルデータもメールで送信。

3. 審査・登録

- ①申請後は、提出された書類を基に審査を行い、資格があると認められた方を、入札参加有資格者として登録します。
- ②申請書類を受領した方には、はがき（申請時に提出していただくもの）で受付番号を通知します。
- ③審査結果の発表は、有資格者一覧表の公表（市ホームページ）をもって行います。
- ④登録有効の開始日は、書類を受け付けた月の翌々月1日です。但し、書類に不備等があった場合を除きます。

4. 注意事項

- ①申請の内容が事実と異なる虚偽の申請をした等の不正な行為をした場合、入札参加資格を取り消す場合があります。
- ②同一業種において、複数の営業所を登録することはできません。
(例：建設工事において、市外にある本店と市内にある支店の両方を登録するなど)
- ③登録後の希望業種追加・変更・順位変更について、建設工事では、登録期間中1回のみ申請可能です。随時登録の受付開始後から申請することができます。なお、申請後の審査で問題なければ、翌々月から反映します。ただし、希望業種の削除については、いつでも申請を受け付けています。
- ④登録後に、登録内容に変更が生じた場合は、直ちに変更の届け出を行ってください。特に経営事項審査の結果は、更新するごとに最新のものを提出してください。

5. 提出書類に関する事項

■ 共通事項

- ①申請書類は、**業者カード・受領通知用はがき以外**をホッチキスもしくは、ひもを使用し綴じてください。
- ②提出書類はすべてA4サイズで作成してください。
- ③証明書類等は、申請書到着日から原則3か月以内に発行されたものとします。
- ④登記上の本店と実際の営業上での本店が異なる場合は、申請書類に両方の所在地を記載してください。
- ⑤暴力団排除の誓約書は、**本店の代表者名**で作成してください。

■ 「建設工事」における業者区分

- ①市内業者・・・交野市内に、本店（建設業法上の営業所）を設置している者。
- ②準市内・・・交野市内に、支店（建設業法上の営業所）を設置している者。
- ③その他の業者・・・市内業者・準市内業者以外の者。

6. 提出書類

(1) 「建設工事」

No.	書類名	書類作成・取得時の注意	必要部数
1	書類一覧表（建設工事）	■「申請者チェック欄」を使って書類の不備、不足を必ず確認。	1部
2	令和元年度～2年度交野市入札参加資格申請書（建設工事）	■支店等での登録でも、本店の代表者名で作成。 ■「使用印欄」は、必ず押印。	1部
3	【法人】 履歴事項全部証明書 （登記事項証明書） <input type="checkbox"/> 写し可	■申請書到着日の3か月以内に発行されたもの。	1部
	【個人】 ①代表者の身分証明書 ②代表者の登記されていないことの証明書 ※①②とも提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 写し可	■「①代表者の身分証明書（禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続き開始決定の通知を受けていないことを証明するもの）」は、本籍地の市区町村で取得できます。 ■「②代表者の登記されていないことの証明書（後見登記等ファイルに記録されていないことを証明するもの）」は、代表者が「成年被後見人・被保佐人・被補助人に該当しない」証明書が必要。窓口発行の場合は、大阪法務局本局（所在地：大阪府中央区谷町 2-1-17 電話：06-6942-9459）で、郵送発行の場合は、東京法務局（所在地：東京都千代田区九段南 1-1-15 電話：03-5213-1360）で取得できます。詳しくは、それぞれの機関にお問い合わせください。 ■申請書到着日の3か月以内に発行されたもの。	①②とも 1部
4	印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 写し可	■本店の代表者印の印鑑証明書が必要。 ■申請書到着日の3か月以内に発行されたもの。	1部
5	誓約書（暴力団排除）	■支店等での登録でも、本店の代表者名で作成。	1部
6	年間委任状	■入札・契約等の権限を代表者から受任者に委任する場合は必要。 ■委任事項のうち「5」・「6」について、委任項目から外す場合は二重線を引き、委任者印を押印。	1部
7	納税証明書（国税） <input type="checkbox"/> 写し可 【法人】 法人税と消費税等に未納がない証明（その3の3）	■各地の税務署で取得。 ■完納が確認できるもの。 ■申請書到着日の3か月以内に発行されたもの。	1部

	【個人】 申告所得税等と消費税に未納がない証明（その3の2）	<ul style="list-style-type: none"> ■各地の税務署で取得。 ■完納が確認できるもの。 ■申請書到着日の3か月以内に発行されたもの。 	1部
8	納税証明書（市税） 写し可 【法人】法人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ■登録する営業所（<u>支店等で登録する場合は支店の所在地</u>）が所在する市区町村で取得。 ■完納が確認できるもの。 ■申請書到着日の3か月以内に発行されたもの。 	1部
	【個人】個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ■居住地の市区町村で取得。 ■完納が確認できるもの。 ■申請書到着日の3か月以内に発行されたもの。 	1部
9	建設業許可証明書 写し可		1部
10	経営規模等評価結果通知書・ 総合評定値通知書 写し可	<ul style="list-style-type: none"> ■経営事項審査の有効期限は1年7か月です。必ず、継続して受け、最新の結果通知書が届き次第、写しを送付してください。 ■登録要件として、社会保険の加入が必須となっています。加入義務があるにもかかわらず未加入の場合は登録できません。経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）の欄が「有」もしくは「除外」である必要があります。ただし、経営事項審査を受けた際に未加入であっても、今回の申請期間までに加入した場合は、次の書類を各1部提出してください。 <p style="margin-left: 20px;">社会保険の加入が証明できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①雇用保険適用事業所設置届事業主控 ②健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書 	1部
11	営業所一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ■本店以外で登録する場合は必要。 ■様式は「建設業許可申請書 別紙2（2）営業所一覧表（更新）」若しくは、これに準ずる任意様式。 	1部
12	技術職員名簿	<ul style="list-style-type: none"> ■建設業法施行規則様式第25号の11別紙2（経営事項審査申請に用いたもの）直近分を提出。 ■本市と契約を希望する本店又は支店等に所属する建設業に従事している技術者（常時雇用の正社員のみ）が書かれている部分を提出。 	1部
13	I S O登録証（9001・14001・27001）	<ul style="list-style-type: none"> ■拠点ごとに認証される場合は、登録する営業所が認証の範囲内に含まれている場合のみ。 	1部

	(写し可)		
14	業者カード	<p>■業者カードは、表面（業者情報）と裏面（実績情報）で一体になっているため、必ず両面印刷して1枚のカードとして2部作成。</p> <p>■使用印鑑届欄には2部とも必ず朱肉（赤）で押印。</p> <p>■本店以外で登録する場合は、登録営業所欄と本店欄の両方を記入。</p> <p>■建設業法上の主たる営業所以外の営業所等で申請をする場合は、その営業所等が建設業許可を取得している業種に限ります。</p> <p>■希望業種欄は、3種類以内で記入（登録できる業種は、経営事項審査を受けている業種に限ります。）</p> <p>■総合評定値（P）欄は、経営事項審査結果通知書に基づいて記入。</p> <p>■裏面の工事経歴書欄は、必ず記入。記入内容は、過去2年分の官公庁発注工事（未完成工事を含む）。</p> <p>■作成いただいた業者カードは提出される2部とは別に市へメールで送信する必要があります。</p> <p>送信宛先：交野市役所 企画財政部 財務課 契約担当 e-mail：examine@city.katano.osaka.jp 件 名：業者カード（建設工事）／申請者名</p> <p>■小規模営繕登録も希望する場合は、小規模営繕登録の希望欄の希望を記入（詳しくはP.8を参照）。</p>	2部 及び データ をメー ル
15	市内・準市内業者用調書①②	<p>■市内・準市内業者のみ提出が必要。</p> <p>■申請する営業所等の外観写真1枚、内部写真1枚を張り付けて提出。</p> <p>■営業所等の所在地がわかるように目印等をわかりやすく記載。</p> <p>※この調書に基づき、必要に応じ、交野市建設工事等入札参加資格者調査等対応指針に基づき現地調査を実施します。</p>	
16	受領通知用はがき（切手要）	<p>■申請書を受理した後、受付番号を付して返信します。申請者名と送付先住所を記載。代理人宛てでも可能ですが、その際は必ず、申請者名（例：●●株式会社分）を記入。</p>	

7. 小規模営繕登録制度（市内に営業所を置く事業者が対象）

市が発注する小規模な修理工事等の契約を行う場合で、建設業許可の有無にかかわらず受注を希望する業者は登録が可能です。

ただし、建設業許可を受けず小規模営繕で登録を行おうとする方は、この要領（建設工事）では申請することができませんので「物品購入等」の随時登録として申請を行ってください。

①対象となる修理工事等

契約内容が軽易で、かつ履行の確保が容易であるもの。

予定価格が50万円未満の小規模な修理工事であること。

②登録できる事業者

交野市内に営業所があり、「建設工事」か「物品購入等」で入札参加資格登録ができる事業者。建設業の許可の有無や事業所の規模などは問いません。

③登録の方法

業者カードの主要取扱品目欄に、下表の営繕種類例を参考にして、施工できる内容を具体的に記入してください。

■営繕種類例

①建築関係	ガラス・サッシ・網戸・建具（障子・襖）・屋根・門扉・内装（カーペット・カーテン・間仕切り・壁紙）・塗装・外壁吹付・防水・錠鍵・タイル張・ブロック積・畳・雨樋・左官・大工・板金等
②設備関係	電気工事（配線設備・照明設備・放送設備・冷暖房設備・火災報知設備）等、上下水道設備（水洗設備・配管設備・排水詰り）等
③土木関係	ネットフェンス・舗装・遊具・交通安全施設・土工・造園工事・足場工事等